の他の人道的目的のためにその個人の存在が必要とされていない限り、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部へ移動することを妨げるものではない。

11. 加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）及び8（e）の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されたその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、北朝鮮の銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、北朝鮮の銀行が新しい合弁企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係（コルレス関係）を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。

12. 各国に対し、当該活動が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、北朝鮮の銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、北朝鮮の銀行が新しい合弁企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係（コルレス関係）を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。

13. 各国に対し、当該金融サービスが北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議により禁止されているその他の活動に貢献し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下の金融機関に、北朝鮮において代表事務所、子会社又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。

14. 大量の現金の北朝鮮への移転が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議により課された措置を回避するために使用され得ることに懸念を表明し、大量の現金の移転が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献しないことを確保するために、すべての国が、この決議11の規定に定める措置を、北朝鮮に向けて及び北朝鮮から通過する現金伝書使を通じたものを含む現金の移転に適用することを明確にする。

15. すべての加盟国が、当該金融支援が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を提供しないことを決定する。

16. すべての国は、当該貨物が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を積載していると信じる合理的根拠があることを示す信頼できる情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物又は北朝鮮、その国民若しくはそれらの代理として行動する個人若しくは団体により仲介若しくは促進される貨物であって、自国の領域内の又は自国の領域を通過するすべての貨物を検査することを決定する。

17. 船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮船籍の船舶が決議第千八百七十四号（二千九年）12の規定に従った検査を拒否した場合には、検査のために必要とされる場合、緊急事態の場合又は当該船舶の出発港に戻る場合を除き、すべての国が、当該船舶が自国の港に入ることを拒むことを決定し、さらに、船舶により検査を拒否されたいかなる国も委員会に対し当該事案を速やかに報告することを決定する。

18. 各国に対し、当該航空機が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を積載していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、緊急着陸の場合を除き、自国の領域への離着陸又は上空通過の許可を与えないことを要請する。

19. すべての国に対し、航空機又は船舶の改名又は再登録を含め、制裁を回避する目的で又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議に違反して行われた、北朝鮮航空機又は船舶の他の会社への移転に関する入手可能ないかなる情報も委員会に伝達することを要請し、委員会に対し、その情報を広く利用可能にすることを要請する。

20. 決議第千七百十八号（二千六年）8（a）及び8（b）の規定により課された措置が、この決議の附属書Ⅲに記載された品目、資材、機材、物品及び技術にも適用されることを決定する。

21. 委員会に対し、この決議の採択後十二か月以内及びその後は毎年、決議第二千八十七号（二千十三年）5（b）の規定に定めるリストに記載される品目を見直し、更新するよう指示し、委員会がそれまでにこの情報を更新しなかった場合には、その後三十日以内に安全保障理事会が更新するための行動を完了することを決定する。

22. すべての国に対し、当該品目が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると当該国が決定する場合には、北朝鮮若しくはその国民に対する又は北朝鮮若しくはその国民からの、自国の領域を通ずる若しくは自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるいかなる品目（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接若しくは間接の供給、販売又は移転も防止することを要請しかつ許容し、委員会に対しこの規定の適正な実施に関する実施支援通報を発行するよう指示する。

23. 奢侈品に関する決議第千七百十八号（二千六年）8（a）（iii）の規定で課された措置を再確認し、「奢侈品」という用語にはこの決議の附属書Ⅳに定める品目が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

24. 各国に対し、北朝鮮外交官が、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献することを防ぐために、当該外交官に対する警戒を強化することを要請する。